

下呂市監査告示 第4号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年12月23日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和3年度

定期監査結果報告書

(11月実施分)

下呂市監査委員

第1 監査の実施

1 下呂市監査基準への準拠

監査委員は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

3 監査の対象

令和3年4月から令和3年10月まで（一部令和2年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

金山振興事務所

下呂振興事務所

萩原振興事務所

小坂振興事務所

馬瀬振興事務所

教育委員会事務局 教育総務課 学校教育課

萩原北中学校 金山中学校

萩原小学校 下呂小学校 上原小学校 小坂小学校

健康福祉部

社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課 健康医療課

小坂診療所管理課 おさかこども園

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所：星雲会館 下呂市民会館 金山振興事務所 馬瀬振興事務所

小坂振興事務所 萩原北中学校 金山中学校 萩原小学校 下呂小学校

上原小学校 小坂小学校 おさかこども園

(2) 日 程：令和3年11月5日から令和3年11月16日まで

第2 監査の結果

1 指摘事項

(1) 中川原キャンプ場敷地の災害復旧に係る重機借上げ及び原材料支給申請について

小坂振興事務所が取り扱う自治振興費のうち、重機借上げ及び原材料支給に係る予算の執行状況について確認したところ、地元自治会から令和2年7月豪雨で被災した中川原キャンプ場敷地の災害復旧に係る申請があり、重機借上料29万7千円及び原材料費37万8,400円が支出されていた。自治振興費による重機借上料及び原材料費は各々15万円が限度と申し合わせており、限度額を超えた支出である。

本施設は、公の施設の見直しにより廃止を決定したが、地元自治会から有効活用したいとの申し出があり、平成30年4月1日に譲与したものである。自治法第232条に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定されており、本件は、下呂市の負担に属する経費に当たらない。自治振興費の重機借上料及び原材料費については、すでに令和元年度及び令和2年度に実施した定期監査において指摘・意見としたところではあるが、是正措置されておらず、同じ指摘になったことは大変遺憾である。

本件については、自治法第232条の2に「(略)その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることから、公益上の必要性を認めた場合であれば、補助金として取り扱うことが適当であったと思われる。なお、公益上必要があるかどうかは、客観的に認められなければならない。

(小坂振興事務所)

(2) 小坂地域観光施設等管理業務委託について

小坂地域観光施設等管理業務委託は、平成23年度から地元法人Aが日帰り温泉施設の指定管理者となったことを機に、小坂地域内の公園等(10施設)の管理業務も同法人に特命随意契約(1者随意契約)により一括委託されている。

委託料は、下記項目により設計され、発注・契約が行われている。

- ① 直接作業に係る人件費(施設ごとに作業期間、作業頻度、1回当たりの作業時間を設定して1時間当たりの単価を掛けて算出)
- ② 直接必要な消耗品費
- ③ 業務に必要な車両の賃料及び維持費
- ④ 諸経費

今回、業務内容について点検報告書により確認を行ったところ、人件費は積算時間より実際の作業時間が明らかに少なく、また、消耗品費、車両の賃料及び維持費といった経費については仕様書において支払いの証拠となる領収書等の提出について記載がないため、無条件に全額を支出することとなっている。これらは、すでに平成27年度実施の定期監査においても指摘したところであるが、相当期間経過した現在においても何ら改善策が講じられていないのは遺憾である。地方財政法第4条では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定しており、当該委託における経費の支出は適正を欠くものである。

当該委託業務の発注に当たり、人件費の積算については、作業実態に基づき確実な算定を行い、仕様書には、1回当たりの従事時間数の明記及び消耗品費等の経費に係る領収書等を提出することにより実費分を支払う旨の記載を行い適正な業務委託契約事務を実施されたい。なお、今年度の委託契約の設計業務量に対して、実際に従事した業務量に最終的に不足があれば、実績に基づく変更契約を行うよう、契約の相手方と協議されたい。

また、当該委託業務は特命随意契約により実施されているが、委託業者として選定された平成 23 年度当初の状況と異なっていることから、この特命随意契約は適正を欠いており、今後は競争入札により執行するなど、公正性・経済性・適正履行の確保を図られたい。

(小坂振興事務所)

(3) 児童福祉課の予算管理について

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 保育所費 (節) 需用費の歳出予算の執行状況を確認したところ、児童福祉課内で使う事務用品が保育所運営費から支出されている。歳出は、その目的に従ってこれを計上すべきであることから、事務所で使用する事務用品等は (目) 児童福祉総務費から支出すべきである。

(児童福祉課)

(4) 教育財産の管理について

教育財産である下呂小学校及び下呂中学校グラウンドの地震観測用施設用地、金山中学校の電気通信施設用地などは、現在、市長名で目的外使用を許可している。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 21 条第 2 号及び第 28 条では、教育財産は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産で、地方公共団体の長の総括の下に教育委員会が管理するものと規定されている。教育財産は、教育委員会に属する職務権限であることから、その目的外使用については、地教行法に基づき教育委員会で許可行為をされたい。

また、下呂市教育委員会事務局組織規則別表（第 8 条関係）に、事務局の課の分掌事務について規定されているが、その中に「教育財産の管理に関すること」は明記されていない。管理事務についての所在を明確にすることからも同規則に「教育財産の管理に関すること」を記載することを検討されたい。

(教育総務課)

(5) 学校における不用となった薬品の管理等について

本件については、平成 24 年度及び平成 26 年度実施の定期監査において指摘したところであるが、不用になった実験用薬品でいまだ廃棄処分に至っていないものがある。このまま学校に長期間放置すれば管理上のリスクがあるため、廃校となった学校保管分を含め廃棄すべき薬品を洗い出し、廃棄処理費の予算措置を執るなど計画的に廃棄されたい。

加えて、一部の学校では、理科準備室と薬品庫のそれぞれの鍵が理科準備室内の戸棚に保管されており不適切であったことから、職員室内で厳重に管理するよう徹底されたい。

(教育総務課・学校教育課)

2 意見

(1) ゆったり館の管理運営費について

ゆったり館は、令和3年4月から指定管理者の応募者が無く休館となっている。現在、金山振興事務所を中心に、今後の活用方法について検討がなされているところであるが、休館であっても施設の維持管理に令和3年度で375万6千円の管理費用が必要となっていることから、活用、廃止等の検討期間を設定し早急に対応されたい。

(金山振興事務所)

(2) 新型コロナワクチン接種業務に係る職員の健康管理について

新型コロナワクチン接種業務については、健康福祉部健康医療課が通常業務と並行しながら、市役所全職員の協力により業務を実施され2回目の接種まで概ね完了したとのことであった。特に担当課の職員には、市民の健康と命を守る大変な業務を長時間の時間外勤務対応で行っていただいた事に敬意を表するものである。

こうした通常時間外勤務を行った場合は、職員の健康管理からも代休を取得させることが必要となるが、代休を取る余裕も無かったとのことであった。災害対応や新型コロナウイルス感染症防止対策業務などの危機管理事案は、時間外勤務の上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとなっているが、3回目の新型コロナワクチン接種業務も始まることから、人事担当課と連携を取りながら当該職員の健康の確保に努められたい。

(健康医療課)

(3) 各小中学校タブレットの活用状況について

令和3年度から導入された各小中学校のタブレットについて、2校の中学校及び4校の小学校における活用状況を確認した。各校とも導入決定から配付までに十分な準備期間が無く、日々の業務が多忙な中においても、研修会などにより教諭自身が知識や技量を高められ、試行錯誤中ではあるが、教育目標達成のためのツールとして特色を生かした授業に積極的に活用されていることが確認できた。これは、今後の下呂市を担う児童、生徒が情報化社会に対応出来るよう、教育委員会及び各学校関係者がICTの活用に向向きに取り組まれた結果であり、敬意を表するものである。

- ① 導入当初はインターネットが繋がりにくい状況であったが、教育委員会による原因調査、通信環境整備により現在は改善しているとのことだが、まだ接続に支障を来している学校があることを確認した。教育委員会において、令和4年度に小学校の児童全員への配付を計画されているが、タブレット使用に支障を来さないよう通信環境の整備を実施されたい。
- ② タブレットの各家庭への持ち帰りは、通信環境が異なることで不公平が生じることから行われていないが、今後、授業内容の変化やデジタル教科書の導入が想定されることから、タブレットを使用した予習、復習にも対応していく必要がある。先進自治体の事例を参考にするとともに、各家庭の通信環境を十分に考慮した対策を取り、持ち帰りに関するルールの方策など前向きに検討されたい。
- ③ ICT環境の整備に伴い、機器の更新や不具合時の修繕等に多額の費用が必要になることが予想される。機器の更新計画を策定され、基金創設も視野に入れた対応をさ

りたい。

以上3点について、対応を検討されたい。

(教育総務課・学校教育課)

(4) 個性ある学校教育推進補助金について

個性ある学校教育推進補助金については、平成30年11月の定期監査において、補助対象経費としているものの中で、当該補助金の趣旨にそぐわないと思われる支出が見受けられたことから、本来の趣旨や目的に沿って活用されるよう指摘を行った。当該指摘を受け教育委員会において、平成30年12月7日付で教育部長名により学校長宛てに「個性ある学校教育推進事業補助金の運用について」の文書が出され、補助金として適当でないと思われる内容、指摘を受けての対応などが示され、現在まで運用されていることから、今回、活用状況について令和2年度及び令和3年度分の確認を行った。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策により、当初計画した事業が見送りとなったものがあつた他、新型コロナウイルス感染症対策を早急に進めるため、対策用の備品、消耗品などの支出を当該補助金で対応することを教育委員会が認めたことから、新型コロナウイルス感染症対策に係る支出が見受けられた。また、一部の学校においては、補助金の趣旨にそぐわないと思われる学校運営に係る経費が支出されていた（具体例：公費負担でない支払いに伴う振込手数料）。

なお、現在の予算執行方法は補助金として各学校に交付して、学校長の裁量によって、別途会計で執行されているものであるが、この予算の本来の趣旨や目的から判断すると、自治法第232条に規定する地方公共団体の事務を処理するために必要な経費に該当するものである。

今後においては、公金の取扱事故を未然に防ぐため、一般会計に予算計上し、支出の内容を教育委員会も確認出来る体制を検討されたい。また、補助金の趣旨にそぐわないと思われる学校運営に係る経費の支出については、支出する科目がなく、やむを得ず当該補助金から支出したとのことであつた。教育委員会において実態を調査し、正規の支出科目で執行出来るよう検討されたい。

(教育総務課・学校教育課)